

## 自殺対策の主な動き

平成 10 年	(国) 自殺者が 3 万人を超える
平成 18 年 6 月	(国) 自殺対策基本法成立
平成 19 年 6 月	(国) 自殺総合対策大綱 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 つの基本的考え方を提示</li> <li>・ 世代ごとの特徴を踏まえた自殺対策を推進する</li> <li>・ 数値目標として、平成 28 年までに平成 17 年の自殺死亡率と比べて 20% 以上減少させる</li> </ul>
平成 21 年	(国) 地域自殺対策緊急強化基金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県を対象とする</li> </ul>
	<b><u>(市) 岡山市自殺対策連絡協議会設置</u></b>
平成 22 年	<b><u>(市) 健康市民おかやま 21 の取り組みの一環として、基金を活用し、「こころの健康・自殺予防」として各地域で取り組む（～平成 23 年）</u></b>
平成 24 年 8 月	(国) 自殺総合対策大綱の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換</li> </ul>
平成 27 年 4 月	<b><u>(市) 自殺予防情報センター開設</u></b>
平成 28 年 3 月	(国) 自殺対策基本法の一部を改正する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村に「自殺対策基本計画」策定を義務づけ</li> </ul>

### 【今後の岡山市自殺対策計画策定予定】

平成 28 年	岡山市自殺対策計画（案）策定作業開始
平成 29 年 1 月	精神保健福祉審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画骨子（案）の提示</li> </ul>
平成 29 年	精神保健福祉審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素案（案）の提示</li> </ul>
4～5 月	議会へ素案提示
平成 29 年 6 月	パブリックコメント実施
平成 29 年 7 月	精神保健福祉審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終計画（案）審議</li> </ul>
平成 29 年 10 月	岡山市自殺対策計画（案）策定
平成 30 年	

# 自殺対策基本法の一部を改正する法律案 概要

## 目的規定の改正(第1条)

- 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

## 基本理念の追加(第2条第1項・第5項)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

## 国の責務の改正(第3条第3項)

## 自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

## 関係者の連携協力(第8条)

- 国による地方公共団体に対する必要な助言その他援助

- 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開

- 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

## 都道府県自殺対策計画等(第13条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める

## 都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

## 基本的施策の拡充

### 〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

### 〔人材の確保等〕(第16条)

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加

### 〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

- ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
- ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

### 〔医療提供体制の整備〕(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

## 必要な組織の整備(第25条)

## 施行期日(附則)

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

- 平成28年4月1日から施行

# 自殺総合対策大綱(見直し後の全体会像) ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

## (第1) はじめに

### ＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりががんばれない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものとする。

### 自殺総合対策の現状と課題：地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換

地域の実情に応じて、対策の有効性や効率性、優先順位などを検討し、国民一人ひとりに身近な地域において、それぞれの実情に応じたきめ細かな対策を講ずることが必要。

自殺総合対策における基本認識：  
　　＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死＞  
　　＜自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題＞  
　　＜自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い＞

## (第2) 自殺総合対策の基本的考え方

- 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
- 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
- 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
- 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
- 自殺の実態に即した施策を推進する
- 施策の検証・評価を行ながら、中長期的視点に立つて、継続的に進める
- 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

## (第3) 当面の重点施策

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 遭された人への支援を充実する
- 民間団体との連携を強化する

## (第5) 推進体制等

- 国における推進体制
  - 地域における連携・協力の確保
  - 施策の評価及び管理 ○大綱の見直し
- 平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることを目指す。

## (第4) 自殺対策の数値目標